

那覇港湾合同庁舎 3 階改修工事
仕 様 書

令和 8 年度
第十一管区海上保安本部
経理補給部経理課

第一章 工事概要

1	工事名	那覇港湾合同庁舎 3 階改修工事
2	工事目的	庁舎 3F の執務室改修（間仕切壁撤去、OA フロア・タイルカーペット施工、天井塗装等）を目的とする。
3	工事期間	契約締結日から令和 8 年 12 月 24 日（木）
4	工事場所	沖縄県那覇市港町 2－1 1－1
5	工事内容	改修工事（建築、電気工事、機械設備工事）
6	管理事務所	第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 TEL. 098-867-0118 内線 2226
7	工事担当部署	第十一管区海上保安本部経理補給部経理課 営繕係 沖縄県那覇市港町 2 丁目 11 番地 1 号 TEL. 098-867-0118 内線 2226

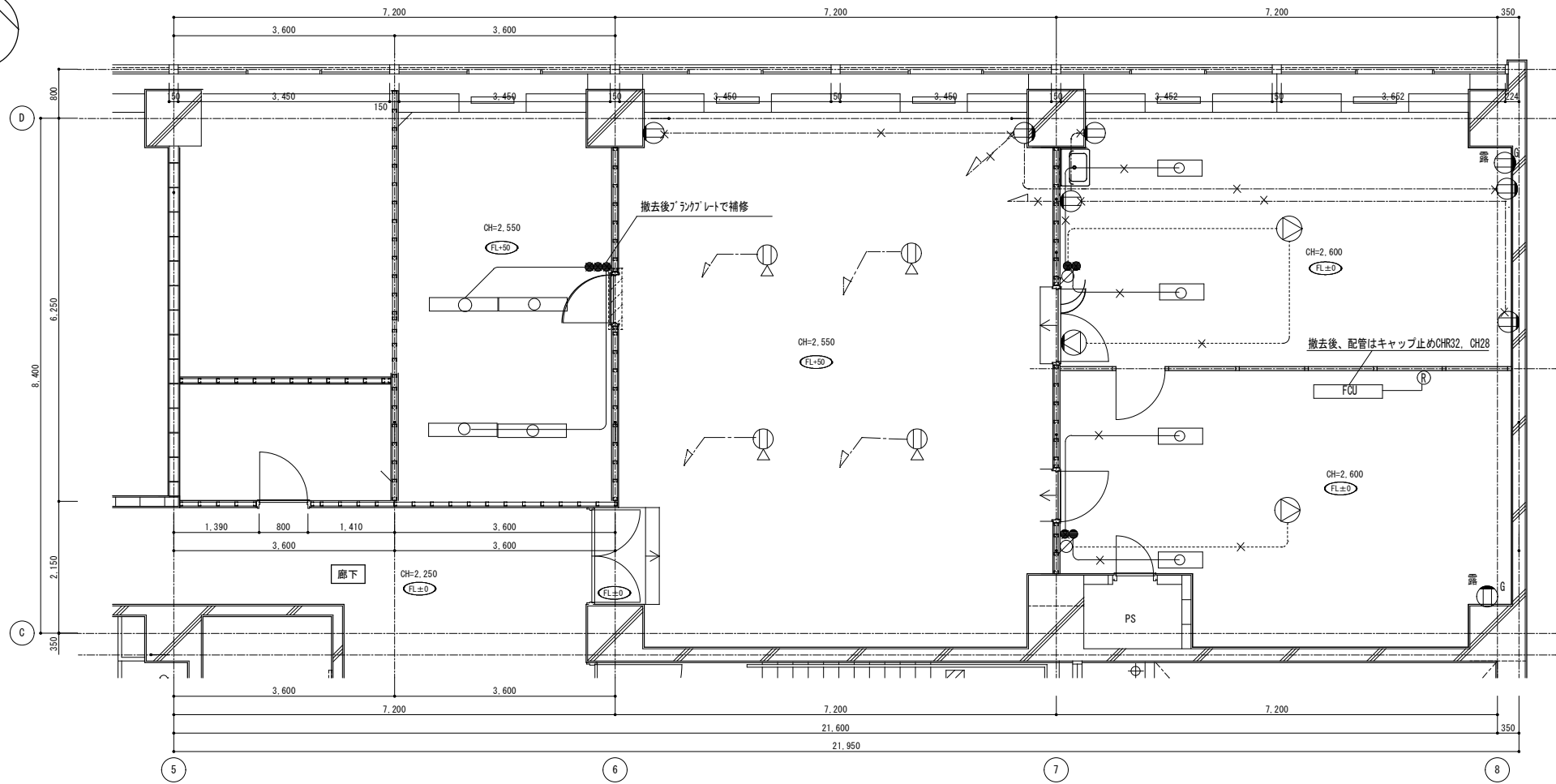
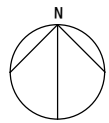
第二章 一般共通仕様

- | | |
|---------------|--|
| 1 適用事項 | 本工事は、この仕様書及び図面に記載した事項によるほか、次の規格等に準じて実施する。
(1)「公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械工事）」（最新版）
(2)「公共建築改修工事標準仕様書」（最新版）
(3)その他、各関係図書による。 |
| 2 設計図書 | 設計図書とは、図面及び仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む）をいう。 |
| 3 監督職員 | 監督職員とは、支出負担行為担当官（第十一管区海上保安本部長）が任命した職員（請負契約書に示された職員）をいう。 |
| 4 現場の納まり等の協議 | 現場の納まり、取合いなどの関係で、設計図書によることが困難又は不都合な場合は、監督職員と協議する。 |
| 5 撤去材及び発生材の処理 | 撤去材及び発生材のうち、返納する物は整理のうえ「撤去品等発生通知書」を提出して確認を受け、監督職員の指示に従うものとする。
返納しない物については、監督職員の指示による。
(1)撤去材及び発生材の保管及び廃棄は確実に行う。
(2)廃棄処分する物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、関連法令に従い適法に処理する。
(3)返納する物については、指定する場所へ遅滞なく納める。 |
| 6 工事日報 | 工事の進捗・材料の搬出入・作業員の作業状況・気象状況などを記載した日報を監督職員に提出する。
ただし、監督職員の指示する場合は提出を要しない。 |
| 7 疑義等の協議 | 設計図書に明記のない場合、工事内容に疑義を生じた場合及び現場の納まり又は取合いなどの関係で、設計図書によることが困難な場合は、監督職員と協議する。 |
| 8 諸届、打合せ | (1)請負者は、工事に必要な諸届、申請を速やかに行う。
(2)諸届、申請に伴うその他必要な経費は、請負者の負担とする。 |
| 9 臨機の処置 | 災害又は公害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちにその経緯を監督職員に報告する。 |

1 0 補償	当該工事において、第三者又は既設設備等に損害を与えた場合は請負業者によって適正な補償を行うこと。
1 1 施設の保全	(1) 工事中は、各種機器及び既存部分に支障を与えないよう十分な養生を行う。 (2) 工事中、完了後は、施設内外の清掃後片付けを行う。
1 2 材料	材料は、別途再利用するものを除き新品で、建築基準法、グリーン購入法及びその他関連法規に適合する材料等とし、監督職員の検査を受けて合格したもの又は、承認を受けたものとする。
1 3 主任技術者	請負者は、工事に必要な高度な技術と経験を有する主任技術者を定め、届けること。
1 4 安全監理	(1) 労働基準法、労働安全衛生法及びその他関係法規に従って工事を行うこと。 (2) 工事現場は常に整理・整頓を行い、必要な安全対策を施すこと。
1 5 火気使用	(1) 工事において、火気を使用する必要がある場合は、工程表に明記し、監督職員の承認をえること。 (2) 火気の使用については、細心の注意を払うこと。
1 6 工程表	着工に先立ち実施工程表を作成し、監督職員の承諾を受ける。 ただし、軽微な工事で監督職員の指示による場合は省略できる。
1 7 完成図書	(1) 工事完成時の提出図書は次を標準とし、監督職員と調整する。 (ア) 工事工程写真及び完成写真 (イ) 完成図 (ウ) 工事に関する資料（各種保証書・証明書等） (2) 工事工程写真及び完成写真の撮影並びに写真の整理方法等詳細は、「工事写真の撮り方」（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）による。 (3) 完成図書は電子記録で整理し 1 部を提出すること。
1 8 その他	(1) 詳細は、第十一管区海上保安部入札・見積者心得書による。 (2) 請負金額は、検査職員による検査合格後に請負業者による請求書をもって支払う

第三章 特記仕様

- | | |
|-----------------|--|
| 1 共通事項 | <ul style="list-style-type: none">(1) 車両・資材置き場等は監督職員と協議すること。(2) 現場事務所は設けない。(3) 詳細は別添図面による。(4) アスベスト事前調査の資料は提供する。(5) 騒音・振動・臭気が発生すると予想される場合は、事前に監督職員に報告しその指示に従うこと。 |
| 2 建築工事 | <ul style="list-style-type: none">(1) 図示する位置のLGS、パーティション壁を撤去し、支給するOAフロアを設置する。タイルカーペットは請負者手配とする。(2) 図示する位置の鋼製建具を撤去し、新たに新設する。(3) 詳細は別添「3階平面詳細図」のとおり。 |
| 3 電気・機械
設備工事 | <ul style="list-style-type: none">(1) 図示する撤去壁に付帯する電気配線等を撤去する。(2) OAフロア施工に合わせてフロアコンセントを設置する。(3) 詳細は別添「3階設備平面詳細図」のとおり。 |

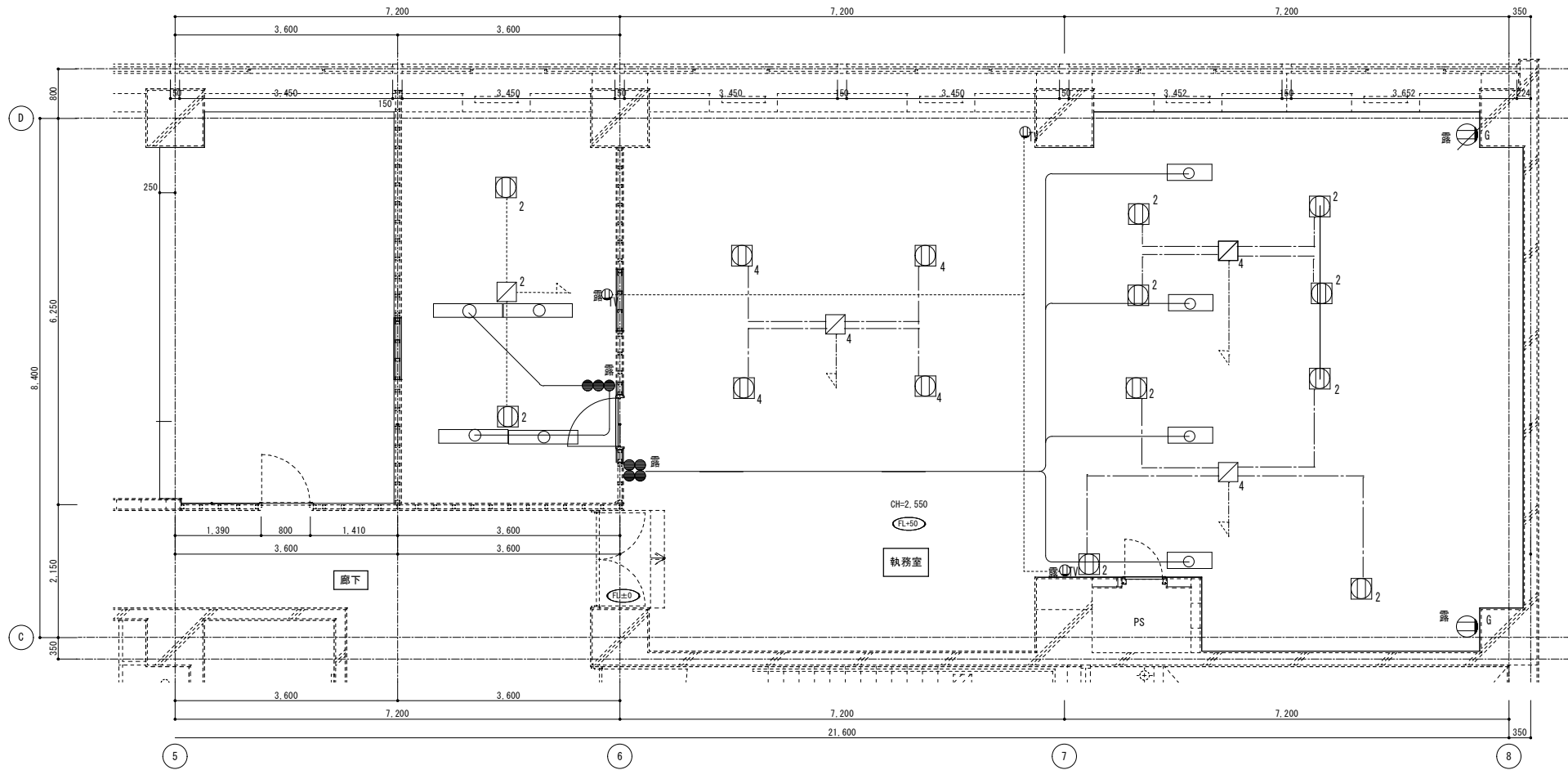


撤去内容
間仕切り変更に伴い、照明器具及び配線の撤去を行う

記号	名称	撤去	取外し	備考
①	壁付コンセント 2P15A×2	6		
露①G	壁付コンセント 2P15A×2 G回路		2	モール含む
②	フロアコンセント 2P15A×2	4		
③	スイッチ	2		
●●	スイッチ 1P15A×2	2		
●●●	スイッチ 1P15A×3	1		
④	天井埋込レール			既設のまま
⑤	壁付レール			既設のまま
FQU	ファンコイルユニット	1		

撤去配線
—— コンセント配線 IV2.0×2(19) 壁付きコンセントは配線のみ撤去
—— 照明配線 IV2.0×2 配線のみ撤去
..... 放送配線 EM-AE1.2-20(20ヶ所) 配線のみ撤去

改修前 3階平面詳細図 2
A 1 : S = 1 / 5 0



改修内容
間仕切り変更に伴い、器具及び配線の改修を行う

記号	名称	新設	再取り付け	備考
④	OAコンセント 2P15A×4 抜止め接地極付	4		
②	OAコンセント 2P15A×2 抜止め接地極付	10		
③	ハネズミ型スイッチ 2分岐用	1		
④	ハネズミ型スイッチ 4分岐用	3		
露①G	露出コンセント 2P15A×2		2	
●●●	露出スイッチ 1P15A×3	1		
●●●	露出スイッチ 1P15A×4	1		
①TV	既設TVユニット 3分配器新設	1		
露①TV	露出TVコンセント	2		

配線
..... コンセント配線 EM-EEF2.0-30(床30ヶ所)
—— 照明配線 EM-EEF2.0-30(天井30ヶ所)
..... TV配線 EM-S-50-FB

※コンセント器具への立上げ配管はPF22とする。壁への配管は7作7 1ヶ所-3号とする。
※露出スイッチへの配管は7作7 1ヶ所-3号とする。
※コンセント回路のブレーカは予備ブレーカ接続とする。

改修後 3階平面詳細図 2
A 1 : S = 1 / 5 0